

## 高齢者肺炎球菌（23価）予防接種についての説明書

【接種期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

【接種対象者】今までに高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は「対象外」です。

## ① 令和3年度の対象の方

65歳	S31.4.2 ～ S32.4.1 生	85歳	S11.4.2 ～ S12.4.1 生
70歳	S26.4.2 ～ S27.4.1 生	90歳	S6.4.2 ～ S7.4.1 生
75歳	S21.4.2 ～ S22.4.1 生	95歳	T15.4.2 ～ S2.4.1 生
80歳	S16.4.2 ～ S17.4.1 生	100歳	T10.4.2 ～ T11.4.1 生

② 60歳から64歳の方のうち心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能による障害で、身体障害者手帳1級をお持ちの桶川市民

【接種費用】 2,500円（生活保護受給者は無料）

【接種回数・量】

ワクチン「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）」

1回0.5mLを皮下または筋肉内に注射します。

## 1. 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされています。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、肺炎や気管支炎などを起こすことがあります。一般的に、肺炎の1/4～1/3は肺炎球菌によるものと考えられています。

## 2. ワクチンの効果と副反応について

肺炎球菌は現在のところ、90種類以上の血清型があるとされ、そのうちの23種類の血清型に効果があるワクチンです。接種することで肺炎球菌による肺炎予防や重症化を防ぎます。

（すべての肺炎が予防できる訳ではありませんので、帰宅後に手洗い・うがいをする、体調が悪い時は、早めに医療機関を受診することなど、日頃の健康管理が大切です。）

主な副反応は、注射部位の疼痛、熱感、腫脹、発赤などがありますが、いずれも軽度で2～3日で消失します。ただし、過去5年以内に接種を受けたことがある方は、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現することがあります。

過去にこの予防接種を受けた方は対象外で受けられませんが、個人的に再接種をする場合は、前回の接種から必ず5年以上あけるようにしてください。

⇒裏面もご覧ください

### 3. 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している人（一般的に、体温が37.5℃を超える場合）  
重い急性疾患にかかっている人  
肺炎球菌予防接種の成分に対して、アナフィラキシー（接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある人
- ② 過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある人
- ③ その他、医師が不相当と判断した場合

### 4. 予防接種を受けるに際し、医師との相談が必要な方

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの基礎疾患がある人
- ② 以前に受けた予防接種で、接種後2日以内に発熱、全身性発しん、息苦しさ、吐くなどのアレルギーを思わせる異常が見られた人
- ③ 今までに、けいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人
- ④ 今までに、免疫状態の異常を指摘されたことがある人もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ⑤ 肺炎球菌予防接種の成分に対して、アレルギーをおこすおそれがある人

### 5. 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副作用が起こることがあります。医師（医療機関）と、すぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなど異常があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう
- ③ 入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすらないようにしましょう。
- ④ 接種当日は、激しい運動や過度の飲酒は避けてください。
- ⑤ このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6日間以上の間隔をあける必要があります。

### 6. 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がある障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、国の審査会（\*1）にて審議します。審査会で、予防接種によるものと認定された場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

（\*1）予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会で、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を審議します。

◆ ご不明な点は お問い合わせください ◆

桶川市健康増進課（保健センター内）

電話048-786-1855（土日祝日を除く）